

## 第5回白川町農業委員会会議録

1 開催日時 令和6年5月30日(木) 午後1時55分から

2 開催場所 白川町役場分館大会議室

3 出席委員 会 長 14番 榎間 博幸君

### 農 業 委 員

1番 今井 智也君 2番 清水 寛之君 3番 西野 晃治君

4番 竹腰 清美君 5番 藤井 芳昭君 6番 田口 直樹君

7番 田口 裕和君 8番 安江 定廣君 10番 藤井 一倫君

12番 藤井 好弘君 13番 土井 文子君

### 農地利用最適化推進委員

島崎 義和君 林 良彦君 佐伯 範夫君 伊佐治直哉君

加藤 文男君 山下 良雄君 熊崎 伸一君

4 欠席者 農業委員 9番 渡邊 智明君 11番 佐伯美智代君

推進委員 安江 桂君

5 事務局 事務局長 長尾 弘巳

書記 安江健太郎 渡邊 俊介

立川 崇

6 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議第13号 農業経営基盤促進法等の一部を改正する法律の規定による  
農用地利用集積計画について

第4 議第14号 農業振興地域整備計画の変更について

第5 その他

## 7 会議の概要

(13:55)

長尾事務局長 ただいまから第5回白川町農業委員会総会を開催します。

それでは、会長よろしくお願ひします。

議 長 それでは、ただいまから令和6年第5回総会を開会します。本日の出席は、委員12名、推進委員7名です。「農業委員会等に関する法律」第27条に規定されている在任する委員の過半数の出席がありますので総会は成立します。

それでは、日程第1の白川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番安江定廣委員、10番藤井一倫委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員を指名します。

それでは、日程第2の議第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。本議題、申請番号2番については本委員会の委員に関する議案ですので、自身に関連する議案については農業委員会に関する法律により参与できません。これに従い田口裕和委員から退出の申し出がありましたので、申請番号1番の審議後に田口委員には退出をいただいて、申請番号2番について審議いたします。

それでは事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第3条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

藤井好弘委員 申請番号1は黒川地内の田7筆、畑9筆の所有権移転です。所有者は町外の〇〇さん、譲受人は県外の△△さんです。所有者の〇〇さんは、申請地を父親から相続しましたが、白川町での居住経験と営農経験ともにありません。申請地が今後、耕作放棄地化するのを防ぐため、△△さんに譲り渡しを考えています。譲受人は、県外在住ですが、本町に居住した経験があります。近年は申請地を管理しており、今後も耕作するため申請地の譲り受けを考えています。5月14日に加藤推進委員と現地を確認しました。申請地は（農）鱒淵営農組合が耕作しています。畑は耕作していませんが、除草管理されています。申請地の一部は地元のトマト農家に貸していますが、管理状態が良くないため、適正管理を依頼しました。

議 長 申請に関連して、担当推進委員である加藤文男推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

加藤文男推進委員 トマトハウスは荒れている状態でした。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第12号について質疑に入ります。

議 長 トマト農家に貸している農地は利用権設定されているのか。

渡邊事務局員 利用権設定されています。

議 長 そのほか質問等ありませんでしょうか。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第12号申請番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第12号の申請番号1番については原案のとおり決定いたします。次に申請番号2番について審議いたします。田口裕和委員の退出を認めます。

(田口委員退出)

それでは、事務局より申請番号2番について説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第3条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

田口直樹委員 申請番号2は上佐見地内、畑2筆の所有権移転です。所有者は県外の□□さん他7名で譲受人は上佐見の●●さんです。遠方に在住の方々が所有の共有地である申請地は、今後も所有者による耕作が見込めないため、譲受人の●●さんに売却するものです。譲受人は、自身が所有する農地に隣接する本申請地を譲り受け、農業経営を拡大したいと考えています。5月25日に安江推進委員とともに現地を確認しました。茶畑として適正に管理されています。今後の耕作については問題ないと思います。

議 長 本日、担当地区の推進委員が欠席です。本件について質疑を許します。

藤井芳昭委員 現在の申請地の管理は●●さんが行っているのか。

田口直樹委員 管理しています。

議 長 そのほか質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 質疑がないようですので採決いたします。議第12号申請番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第12号の申請番号1番については原案のとおり決定いたします。次に申請番号2番について審議いたします。議第12号申請番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第12号の申請番号1番については原案のとおり決定いたします。田口委員の入室を認めます。

(田口委員 入室)

議 長 次に日程第3の議第13号の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画について」を議題に供します。本議題における申請番号1に関しては本委員会の委員に関連する議案です。自身に関連する案件については農業委員会等に関する法律により参与できません。これに伴い、藤井好弘委員より退出の申し出がありました。藤井委員がご退出したのち、申請番号1について審議いたします。藤井委員の退出を認めます。

(藤井委員 退出)

議 長 それでは、申請番号1について審議いたします。事務局に説明を求めます。

渡邊事務局員 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終了しました。ただいまの説明に関連して、地元委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

藤井一倫委員 申請番号1は黒川地内の田1筆で所有者は黒川の▲▲さんで借受者は東黒川営農組合です。▲▲さんは、所有する農地の一部を東黒川営農組合に貸借しており、今回はそれに続く2件目の利用権設定となり、東黒川営農組合が経営規模の拡大を図るのもです。

議 長 事務局ならびに地元委員の補足説明が終了しました。担当地区の推進委員から補足説明などはありますか。

加藤推進委員 本件については、特に問題はないと思います。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第13号申請番号1について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 異議なしと認めます。議第13号の申請番号1番については原案のとおり承認いたします。藤井委員の入室を認めます。

(藤井委員入室)

議 長 次に申請番号2番について事務局に説明を求めます。

渡邊事務局員 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終了しました。ただいまの説明に関連して、地元委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

藤井一倫委員 申請番号2は黒川地内の田1筆で所有者は黒川の■■さん、借受者は同地内の▽▽さんです。▽▽さんは現在、黒川地内の田2筆、畑9筆の合計約0.7haを利用権設定し農業経営しており、大豆や小麦などを栽培しています。経営拡大のため農地を借り受けるものです。

議 長 事務局ならびに地元委員の補足説明が終了しました。担当地区の推進委員から補足説明などはありますか。

山下推進委員 譲受人は、しっかりと経営計画を立て農業経営されており、問題はないと思います。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第13号申請番号2について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 異議なしと認めます。議第13号の申請番号2番については原案のとおり承認いたします。

議 長 次に日程第4の議第14号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題に供しますが、地区ごとに審議していきます。それでは事務局より議案の朗読と説明を求めます。なお、申請番号B-3、B-4、C-1からC-9は令和4年度から5年度に実施した農地利用状況調査の結果、農地として利用することが困難な荒廃農地と判断し、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地と判断をしたものです。非農地は農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外が必要ため、今回申請地としています。申請地の説明は省略しますのでご承知ください。

渡邊事務局員 「農業振興地域整備計画の変更について」のA黒川地区について資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終了しました。ただいまの説明に関連して、地元委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

藤井一倫委員 申請番号A-1の所有者は黒川の〇〇さん、転用事業者は同地区の××株式会社です。申請地は黒川蕨野地内の田1筆、畑1筆です。転用事業者は地元の土木・建設工事等を行う株式会社で、現場仮事務所・資材や掘削残土などの一時仮置場、建設機械の仮置場として整備する計画です。現在の仮置場は駐車場と併用しており手狭になっています。また、周辺は民家が多く、侵入路は通学路となっています。今回の申請地は、交通の便が良く、また面積も最適であるとして選定したものです。所有者は高齢であるとともに体調も崩されており、今後、耕作の継続は困難になっています。

藤井好弘委員 申請番号A-2の所有者、転用事業者ともに□□さんです。申請地は黒川林地内の田1筆です。転用後は資材置場として整備する計画です。□□さんは建設会社を経営しており、現在は会社事務所の車庫と車庫前の広場を資材置場としてい

ますが、現状の資材置場が手狭で、□□さんが所有する本申請地を資材置場として同社に貸し付けるため、本申請地を選定しました。

議 長 事務局ならびに地元委員の補足説明が終了しました。担当地区の推進委員から補足説明などはありますか。

山下推進委員 申請番号A-1は耕作に好条件の農地ではあるが、所有者が耕作できない状況です。地元で活動する企業が必要としていることから土地の有効活用となると思います。

加藤推進委員 申請番号A-2も地元企業が経営に必要としており、地域の農業にも特に問題はないと思います。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これよりA黒川地区の申請地について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので、事務局よりB佐見地区案件について議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農業振興地域整備計画の変更について」のB佐見地区について資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終了しました。ただいまの説明に関連して、地元委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

田口裕和委員 申請番号B-1の所有者は県内の△△さん、転用者は愛知県の■■さんです。申請地は佐見井ノ島地内の田1筆で店舗駐車場として整備する計画です。所有者は県内在住ですが、遠方であるため耕作ができず、後継者もありません。譲受人は昨年、申請地付近の空き家を購入し、喫茶店を開業しました。愛知県から週2日通って営業しています。店舗前の庭を駐車場としていますが、来客数の増加に伴い駐車場が不足しています。

申請番号B-2の所有者は上佐見の□□さん、転用事業者は同地区の■■建設株式会社です。所有者は高齢で、農地を管理していくのが困難な状況です。今後、荒廃することを防ぐために同社が太陽光発電施設として管理する計画です。申請地は代替地を検討した結果、日当たりも良く面積も適当であるため申請地を選定しました。

議 長 事務局ならびに地元委員の補足説明が終了しました。担当地区の推進委員から補足説明などはありますか。

安江推進委員 申請地B-1は、町内外から来客がある喫茶店で、駐車場敷地として申請地が最適です。B-2は、狭小で耕作にも向いていません。現在も耕作されておらず、このまま荒廃しないためには致し方ないと考えます。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これよりB佐見地区の申請地について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので、事務局よりD白川地区案件について議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農業振興地域整備計画の変更について」のD白川地区について資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終了しました。ただいまの説明に関連して、地元委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

安江定廣委員 申請番号D-2の所有者は河東の●●さん、転用事業者は下呂市の株式会社▽▽です。転用事業者は農業用ポリ鉢を製造しています。申請地に平成19年にテント倉庫が建設され、現在まで工業用地の一部として使用されています。建設当時、

正式な手続きがされておらず、始末書が提出されており、事業者も反省していません。

申請番号 D-3 の所有者は坂ノ東の××さん他 13 人の所有地 23 筆、転用事業者は▽▽株式会社です。転用事業者は農業用ポリ鉢を製造しています。申請地は同社の物流センターの隣接地で、物流センターを拡大する計画です。申請地は茶畑ですが、耕作放棄され荒廃が進んでいるため、今回、工業用地として選定されました。

議 長 事務局ならびに地元委員の補足説明が終了しました。担当地区の推進委員から補足説明などはありますか。

林推進委員 申請番号 D-3 は、茶畑であるが荒廃しており、今後耕作も見込まれないため、工業用地とし、有効に活用されるとよいと思います。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより D 白川地区の申請地について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、D 白川地区について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですが、全体についても意見や質問はございませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは採決いたします。議第 14 号について本日の内容をまとめ、原案のとおり問題ない旨、町へ報告することに異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議題 14 号については意見をまとめ町へ報告します。

次に日程第5の「その他事項について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

安江事務局員      その他（農産物販売実績、岐阜県農業会議だより）について資料を基に説明した。

議            長      その他、意見等ありませんので次回農業委員会総会について事務局で調整をお願いします。

長尾事務局長      次回、農業委員会は6月27日（木）午後2時00分から本庁分館3階の大会議室での開催を予定しています。

議            長      次回の第6回農業委員会は、6月27日（木）午後2時00分から役場本庁分館の大会議室で開催しますのでよろしくをお願いします。それでは白川町農業委員会第5回総会を閉会いたします。最後に職務代理者から閉会のあいさつをお願いします。

榎間博幸委員      閉会のあいさつをして総会終了を宣した。

(15:25)